



福祉制度の活用

東京大学 先端科学技術研究センター
奥山 俊博（おくやま としひろ）

自己紹介

東京大学先端科学技術研究センター

中邑研究室では...

支援機器に関する情報収集

DO-IT Japan などの活動



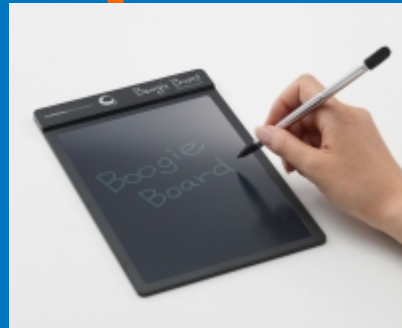
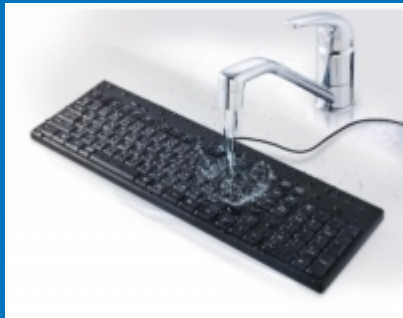
http://at2ed.jp/

The screenshot shows the AT2ED website homepage. At the top left is the AT2ED logo with the text 'エイティースクウェアード'. Below it are navigation links: 'トップページ', 'トピックス', 'お問い合わせ', and 'サイトポリシー'. A search bar contains the text '検索 製品・メーカー検索' and a '検索' button. The main content area features a sidebar on the left with sections: 'AT2ED Project' (listing '研究者・スタッフ紹介', '論文・研究内容', 'トピックス'), '製品・メーカー情報' (listing '製品カテゴリ一覧', '製品50音順検索', 'メーカー50音順検索'), and '関連情報' (listing 'サービス・組織', '書籍一覧'). The main text area contains a message: '本サイトは東京大学・学際バリアフリー研究プロジェクト(AT2EDプロジェクト)の公式サイトです。福祉機器情報、メーカー情報、研究者情報などのデータベースを公開しています。' Below this is a large heading: 'あらゆる人が幅広い情報に触れられる、情報格差のない快適な明日へ。' followed by another message: '本サイトでは、電子情報支援技術をベースにした支援技術「e-AT」に関わる、製品、メーカー、研究者・スタッフ、サービス・組織などを紹介しています。どうぞお気軽にご利用ください。' The bottom of the main area features an image of various green leaves and a red circle with 'e-AT' inside. Below the image is the text 'Electronic and information Technology Based Assistive Technology'. At the bottom of the page, there is a 'トピックス' section with a link 'トピックス一覧へ' and two dates: '2007年1月25日 AT2ED.JPオープン' and '2006年12月13日 学際バリアフリー研究ワークショップ第3回「恋する」'.

東京大学先端科学技術研究センター 人間支援工学分野

相談会

製品情報の中には・・・



AT2ED エイティースクエアード
 トップページ・トピックス・お問い合わせ・サイトポリシー

検索 製品・メーカー検索

AT2ED Project
 研究者・スタッフ紹介
 研究内容
 トピックス

製品・メーカー情報
 製品カテゴリー一覧
 製品50音順検索
 メーカー50音順検索

関連情報
 ニュース・招請
 特約一覧

本サイトは、筑波大学・学務リハビリ研究プロジェクト(AT2EDプロジェクト)の公式サイトです。福祉機器情報・メーカー情報、研究者情報などのデータベースを公開しています。

あらゆる人が幅広い情報に触れられる、情報格差のない快適な明日へ。


本サイトは電子デバイスデータベース「電子デバイス技術」e-ATにも参加し、製品メーカーや研究者スタッフの最新情報などを取り扱う予定です。

e-AT
 Electronic and Information Technology Based Assistive Technology

トピックス [トピックス一覧へ](#)

- 2007年1月25日 [AT2EDをオープン](#)
- 2006年12月19日 [学務リハビリ研究ワークショップ第2回を開催](#)

ライトジョイスティック



製品スペック

製品名	ライトジョイスティック
使用可能機種	PC/AT/Mac
使用可能OS	Windows XP/Vista/7, Mac OS X 以降
コネクタ	USB(Macintosh, PC/AT横)
電源	PCから
価格	78,540円

ジョイスティック。ポインタの移動速度を調節できたり、クリックボタンを押し続けた状態を保持するドラッグボタンや、クリックボタン、ダブルクリックボタンがある。

スイッチの接続(ミニジャック)も可能。スティックをどの方向へ倒してもポインタは上下、または左右にしか移動しない(設定にもできる)。また、キーガードも付随している。

発売元: [\(株\)アクセスインターナショナル](#) 東京本社 e-AT事業部

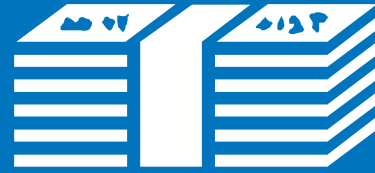
(株)アクセスインターナショナル

社名	(株)アクセスインターナショナル 東京本社 e-AT事業部
住所	〒176-0003 東京都練馬区羽沢3丁目40番7号
TEL	03-5912-8615
FAX	03-5912-8625
E-mail	info@accessint.co.jp
URL	http://www.accessint.co.jp/

取扱製品

26件中 1~9件を表示

 あのかDS 15,750円 詳細比較	 イヤーマフソリッドイェロー 4,725円 詳細比較	 インテリキー-WITH オナーリーダーカーボン 99,750円 詳細比較	 環境制御装置 みでら 798,000円 詳細比較
 舌タッチスイッチ 21,825円	 ハードウェア 東京障害者用息志伝達装置「ディスクパーP」		



働き方とお金の話

- 必要なお金
- 働ける時間

必要なお金？！

住まい＋食事＋その他

働ける時間

月曜日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
睡眠							朝食		昼食			通院			夕食&ふろ			睡眠					

火曜日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
睡眠							朝食		ホームヘルプ		昼食	訪問リハ		プール			夕食&ふろ			睡眠			

水曜日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
睡眠							朝食		仕事							夕食&ふろ			睡眠				

木曜日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
睡眠							朝食	移動	仕事							移動	夕食&ふろ			睡眠			

金曜日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
睡眠							朝食		昼食			夕食&ふろ			睡眠								

土曜日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
睡眠							朝食		昼食			夕食&ふろ			睡眠								

日曜日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
睡眠							朝食		昼食			夕食&ふろ			睡眠								

お金のこと

障害基礎年金

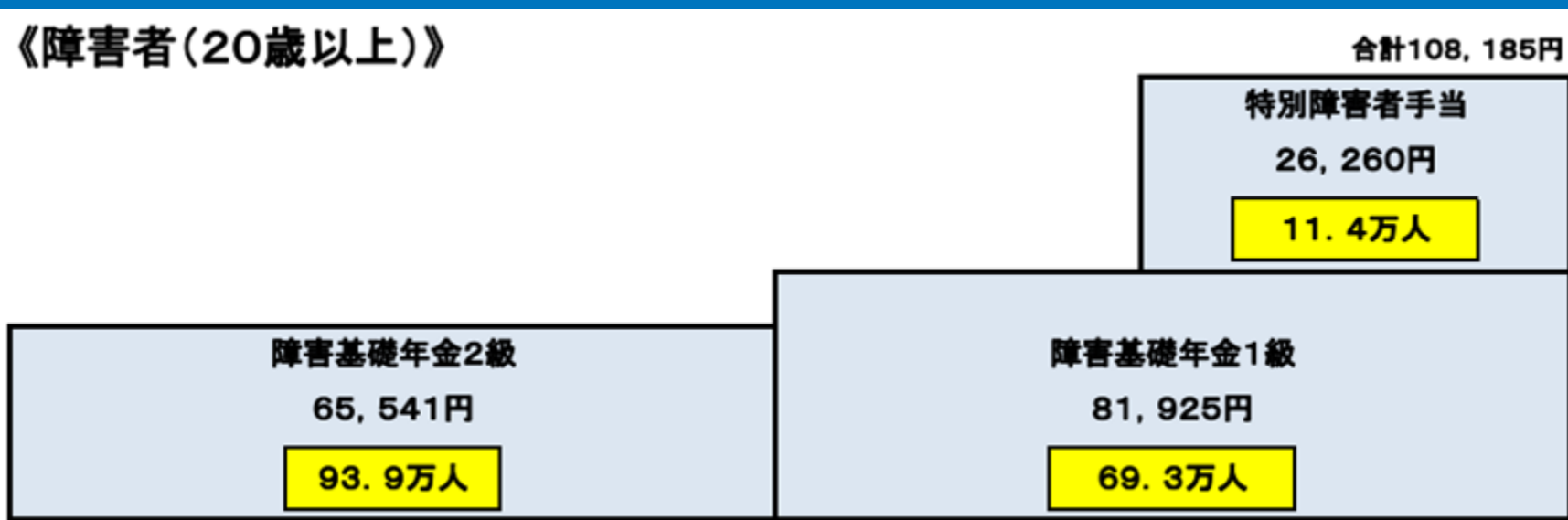
1級 81,258円/月

2級 65,008円/月

特別障害者手当

26,620円/月

《障害者(20歳以上)》



障害者の就労について

- 一般就労（企業などへ）

障害者雇用促進法の対象

- 福祉的就労（就労支援施設へ）

障害者総合支援法の対象

一般就労

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

☆ 実雇用率のカウントの方法は、次の表のとおりです。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の法改正による改正点

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

福祉的就労

平成25年度平均工賃（賃金）月額の実績

平成25年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	平成24年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	14,437円 (101.7%)	178円 (101.1%)	8,589	14,190円	176円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	69,458円 (101.1%)	737円 (101.8%)	2,082	68,691円	724円
就労継続支援事業 平均	22,898円 (108.1%)	276円 (107.0%)	10,671	21,175円	258円



福祉制度の活用

- 障害者総合支援法
- 障害基礎年金

ホームヘルプ（居宅介護等）

ガイドヘルプ（移動支援）

利用のご案内



		18 歳以上				18 歳未満	
		視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害	障害児	
自立支援給付	居宅介護	身体介護	障害支援区分“1”以上				①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳 A,B1,B2 程度 ③精神障害者
		家事援助					
		通院等介助					
		通院等乗降介助					
		重度訪問介護		障害支援区分“4”以上で重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要する者			
	同行援護	身体障害者手帳所持者				小学生以上 要件は 18 歳以上と同じ	
	行動援護				障害支援区分“3”以上で行動上著しい困難を有する者	小学生以上 行動上著しい困難を有する障害児（知的・精神）	
地域生活支援事業	移動支援		車いすを常用し（※1）自走が困難な全身性障害者（※2）	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	小学生以上 要件は 18 歳以上と同じ 療育手帳がない A,B1,B2 程度の障害児も利用可能	

介助の人を頼むには どうしたらいい？

1) 障害者総合支援法（介護給付）の利用申請



2) 障害支援区分の認定



3) 介護派遣事業所と契約する

☆ 介助者との関係を学ぶ

障害支援区分

調査項目：

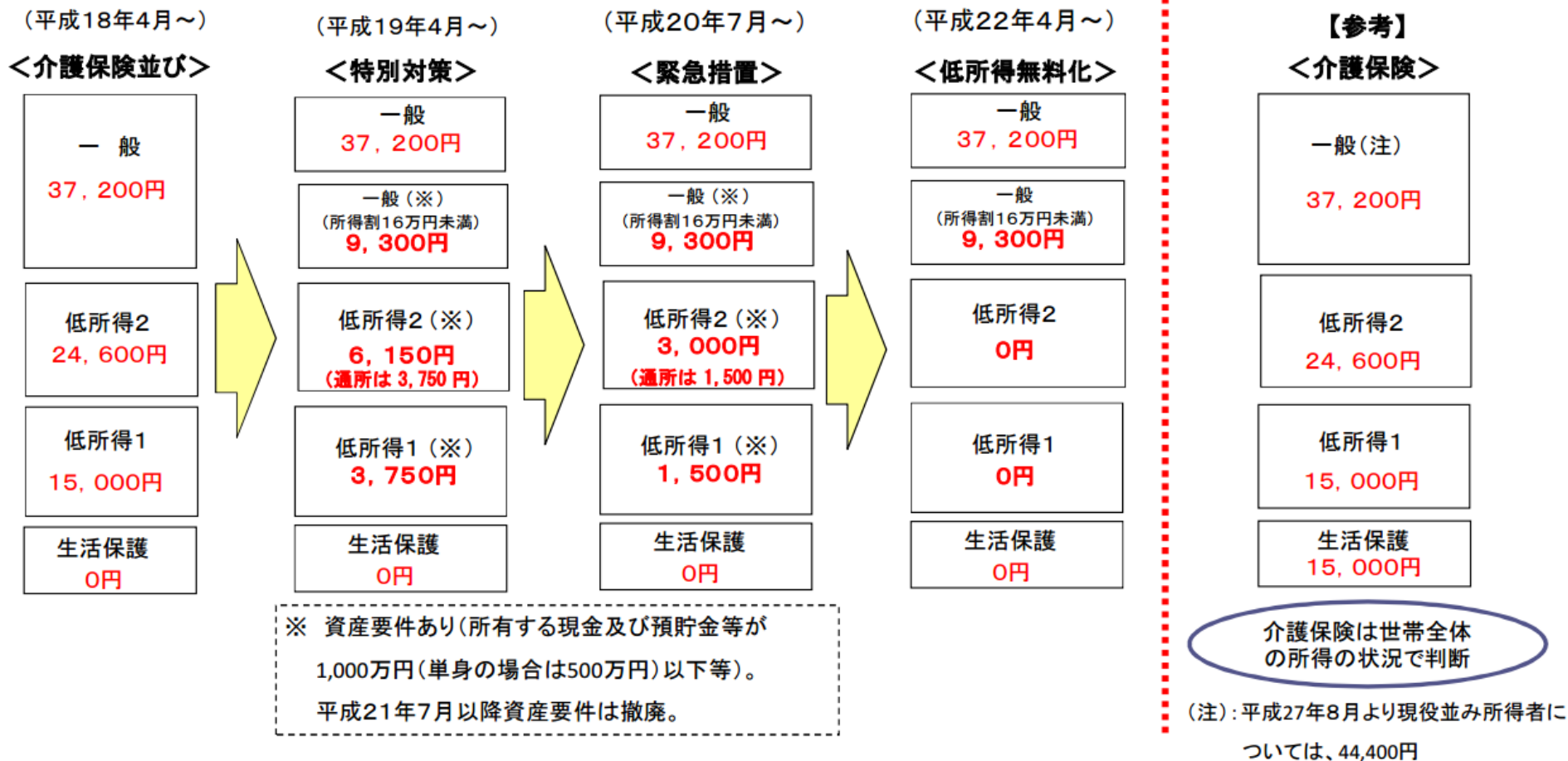
- ①移動や動作等に関連する項目（12項目）
- ②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目
（16項目）
- ③意思疎通等に関連する項目（6項目）
- ④行動障害に関連する項目（34項目）
- ⑤特別な医療に関連する項目（12項目）

どうやって買物（買物の代行） を頼みますか？

- 銘柄を指定
- いつもと同じ物
- 安い物
- ヘルパーが選ぶ？！（財布を知る）

など

障害福祉サービス等に係る負担限度額



移動の利便をはかる制度

■身体障害者（知的障害者）割引の概要

身体障害者及び知的障害者（以下、「障害者」といいます。）の方はJR線について次の割引が適用となります。

なお、割引のお申し出の際は、各自治体で発行する障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの）が必要となります。また、列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご呈示ください。

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

きっぷで乗車時

乗車駅 各駅の窓口で、障害者手帳をご提示のうえ、**障害者割引乗車券**をお買い求めいただき、**自動改札機**から入場します。
なお、**運賃は10円単位**となります。



降車駅 自動改札機へ障害者割引乗車券を投入して出場します。

乗車駅 障がい者の方と介護者の方が、それぞれのICカードで自動改札機から入場します。



降車駅 自動改札機にはタッチせず、係員のいる窓口で障害者手帳とICカードをご提示ください。

ICカード乗車券 で乗車時

支援機器を利用するには どうしたらいい？

- 1) 補装具費の支給申請 市役所へ
- ↓
- 2) 判定書の交付 更生相談所へ
- ↓
- 3) 補装具の購入 補装具業者から

☆機器の情報を入手し展示場などで試す

支援機器を利用する

- 機器の情報を知る
- 利用したいと思う

補装具（盲人安全つえ）

名称	基本構造等		付属品	価格（円）	耐用年数	
普通用	主体 →グラスファイバー	石突 → 耐摩耗性合成樹脂または高力アルミニウム合金	夜光装置 ベル ゴムクリップ	3,550	2年	
	主体→木材	外装 → 白色または黄色の塗装もしくは加工		1,650	2年	
	主体→軽金属	形状 → 直式		2,200	5年	
携帯用	主体 →グラスファイバー	石突および外装 → 普通用と同じ		夜光装置 ベル ゴムクリップ	4,400	2年
	主体→木材	形状 → 折りたたみ式もしくはスライド式			3,700	2年
	主体→軽金属				3,550	4年
身体支持併用	主体→軽金属	石突 → ゴム又は普通用と同じ。 外装 → 普通用と同じ 形状 → 直式又は折りたたみ式もしくはスライド式	3,800		4年	
備考	1 夜光装置（反射テープを貼り付けたもの） ・夜光材付→410円加算 ・全面夜光材付→1,200円加算 ・フラッシュライト付→1,650円加算 2 ベル付（音の出る装置を内蔵するもの） → 1,650円加算 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付 → 1,450円加算 4 ゴムグリップ付（握り部分をゴムで覆ったもの） → 660円加算					

日常生活用具給付の種目

肢 体	視 覚	聴覚・音声・言語	その他
<ul style="list-style-type: none"> ● パーソナルコンピューター ● 特殊便器 ● 浴槽(洋式) ● 湯沸機 ● 入浴補助用具 ● 訓練椅子 ● 移動用リフト ● 特殊マット ● 移動・移乗支援用具 ● 洋式便器 ● 特殊寝台 ● 訓練用ベッド ● 特殊尿器 ● 入浴担架 ● 体位変換器 	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者用ポータブルレコーダー ● 視覚障害者用時計(触読式・音声式) ● 視覚障害者用タイムスイッチ ● 点字タイプライター ● 視覚障害者用電卓 ● 電磁調理器 ● 視覚障害者用体温計(音声式) ● 視覚障害者用はかり ● 視覚障害者用体重計 ● 点字図書 ● 視覚障害者用拡大読書器 ● 歩行時間延長信号機用送信機 	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障害者用屋内信号装置 ● 聴覚障害者用通信装置(FAX等) ● 聴覚障害者用情報受信装置(文字放送デコーダー) ● 携帯用会話補助装置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 点字ディスプレイ ● 透析液加湿器 ● 酸素ポンプ運搬車 ● ネブライザー(吸入器) ● 吸引器(電気式たん吸引器) ● 火災報知器 ● 自動消火器

日常生活用具として

介護・訓練支援用具

自立生活支援用具

在宅療養等支援用具

情報・意思疎通支援用具

排泄管理支援用具

住宅改修

種 目		対 象 者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害
点字図書		

* 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

情報・通信支援用具

- ・対象者

視覚障害2級以上， 上肢機能障害2級以上

- ・性能

パソコン用周辺機器， ソフト

- ・耐用年数 5年

- ・基準額 10万円



福祉制度の活用

- 障害者総合支援法
- 障害基礎年金

● 障害年金と手当

● 医療費の助成

お金のこと

● 20歳未満 (親へ支給)

障害児福祉手当 14,480円/月

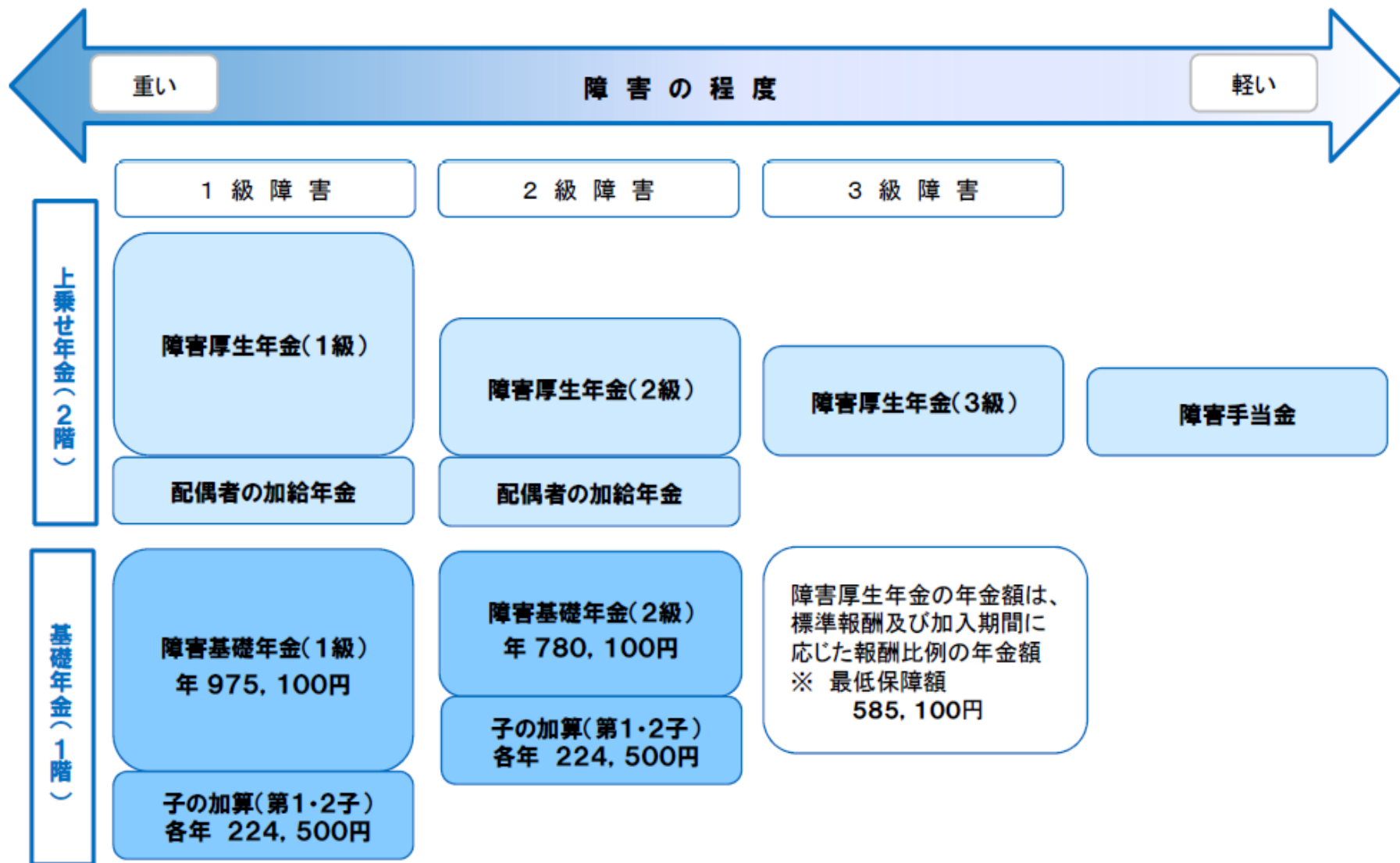
特別児童扶養手当 1級 51,100円/月

● 20歳から

障害基礎年金 1級 81,258円/月

特別障害者手当 26,620円/月

障害年金の給付体系



・ 受給者数及び平均年金月額（平成22年度末）

	障害基礎年金		障害厚生年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
1級	693,445人	82,932円	53,838人	161,610円
2級	939,341人	67,253円	150,704人	122,451円
3級	—	—	106,043人	55,491円

※障害厚生年金の1級及び2級は、障害基礎年金の額を含む。

心身障害者医療費助成制度 (通称：マル障)

対象：（東京都の場合）

- 身体障害者手帳1級・2級の方
（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害の内部障害については3級も含む）
- 愛の手帳1度・2度の方

マル障一部負担金

マル障一部負担金			一月あたりの自己負担上限額
住民税課税者	通院	1割	12,000円
	入院	1割	44,400円
住民税非課税者	通院	負担なし	
	入院	負担なし	

難病医療費助成制度

対象：指定する難病の方

(その病状が、厚生労働大臣又は知事が定める程度の方)

【自己負担上限額（月額）】

(円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合 2割		
			自己負担上限額（外来＋入院）		
			一般	高額かつ長期 ※	人工呼吸器等 装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	区市町村民税 非課税世帯	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	区市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	区市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	区市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	



セーフティネット の活用

- 生活保護
- 収入認定

生活保護基準

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

生活保護のしくみ

○ 生活保護基準額

(単位:円)

世帯構成	基準額	内訳			
		生活扶助 (注2)	母子加算	児童養育 加算	住宅扶助 (基準額(上限))
単身世帯 (40歳)	137,670	83,970	—	—	53,700
夫婦世帯 (夫35歳、妻35歳)	196,870	127,070	—	—	69,800
夫婦子1人世帯 (父35歳、母35歳、子10歳)	245,000	165,200	—	10,000	69,800
母子世帯 (母35歳、子10歳)	224,930	121,960	23,170	10,000	69,800

生活保護のしくみ+α（障害）

3-1 障害者加算

趣 旨	<p>障害を抱える家族で、その看護にあたるものは、母子加算の趣旨同様、中等程度以上の労働に従事している状態にあることから、その増加熱量分を補填する。</p> <p>(注) 創設時は、看護にあたる者に対する加算であったが、27年5月(12次改定)から障害者本人に対する加算となった。</p> <p><特別な需要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料費：車イスの使用、義肢・義足の使用等のために必要な増加エネルギーの補填 ・住居費：障害に応じた居住環境、自炊等のための家庭用品等の改善費用 ・被服費：障害の部位等に応じて着脱が容易になるように特別にあつられなければならない等余分な費用が必要。 ・保健衛生費：障害の部位を清潔に保つ必要があるため薬品衛生材料等の保健医療費に余分な費用を要する。 ・雑費：身障団体、自助具の購入、点字新聞、点字誌の購入のための費用 <p>「例えば車イス、義足等の使用に伴う増加エネルギーの補てん、居住環境、家具、被服等の改善等の費用、自助具、点字新聞等の購入費用等が障害に応じて余分に必要となる。」</p> <p>(昭和55年12月中社畜生活保護専門分科会中間報告)</p>																	
創設時期	S. 24. 5																	
対 象 者	<p>(1) 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者</p> <p>(2) 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者</p>																	
基 準 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(1)の者</th> <th>(2)の者</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在 1級地</td> <td>26,850 円</td> <td>17,890 円</td> <td rowspan="4">(平成23年度)</td> </tr> <tr> <td>宅 2級地</td> <td>24,970 円</td> <td>16,650 円</td> </tr> <tr> <td>者 3級地</td> <td>23,100 円</td> <td>15,400 円</td> </tr> <tr> <td>入院・入所</td> <td>22,340 円</td> <td>14,890 円</td> </tr> </tbody> </table>		(1)の者	(2)の者		在 1級地	26,850 円	17,890 円	(平成23年度)	宅 2級地	24,970 円	16,650 円	者 3級地	23,100 円	15,400 円	入院・入所	22,340 円	14,890 円
	(1)の者	(2)の者																
在 1級地	26,850 円	17,890 円	(平成23年度)															
宅 2級地	24,970 円	16,650 円																
者 3級地	23,100 円	15,400 円																
入院・入所	22,340 円	14,890 円																
認定件数	302,336 件 (平成21年7月)																	

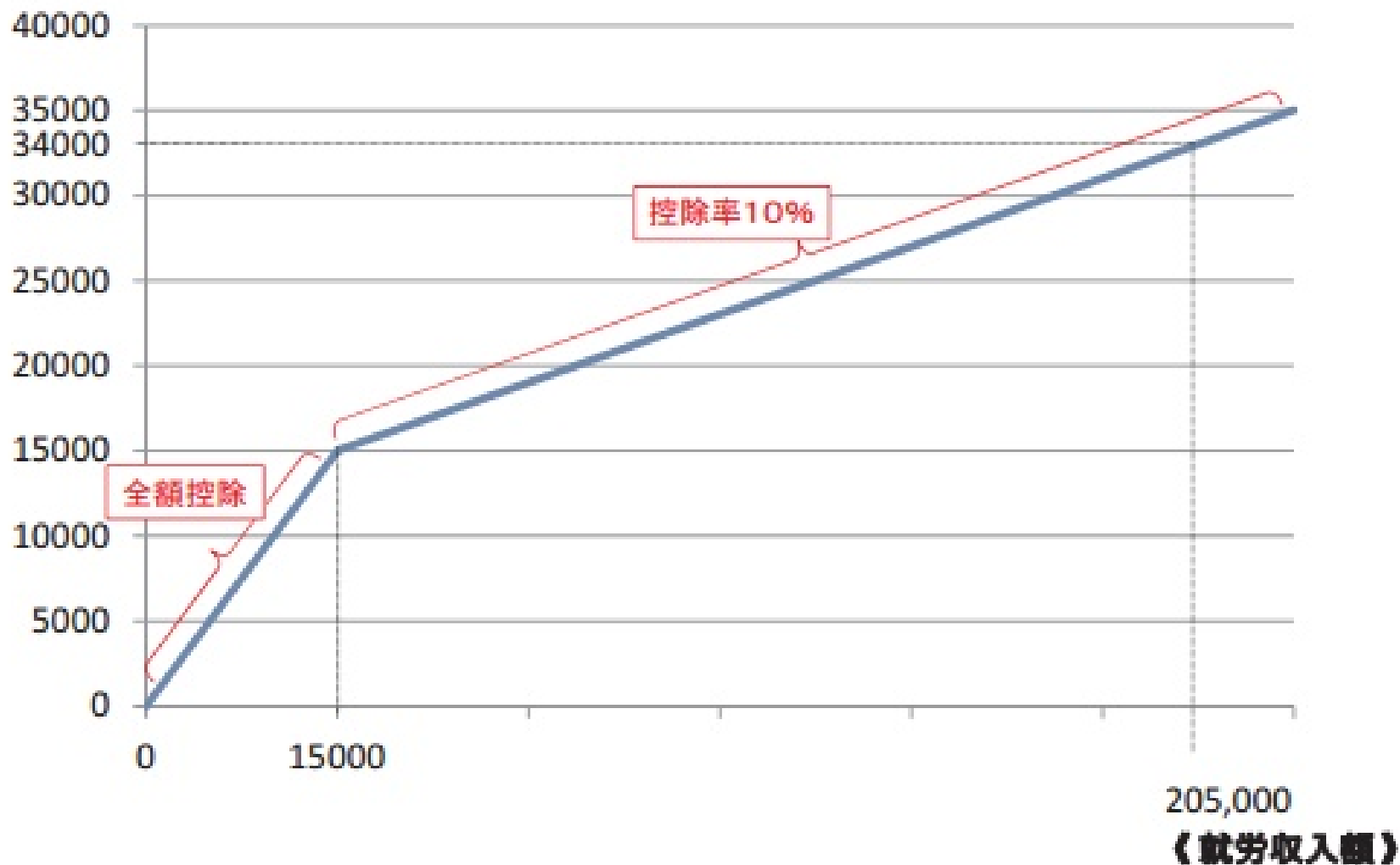
3-2 重度障害者加算

趣 旨	<p>重度障害者の介護需要に対応。福祉手当が対象としている需要に見合った加算。57年4月1日より重度の障害ゆえに生ずる本人の特別需要に充当。</p>
創設時期	S. 51. 1. 1
対 象 者	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者。</p> <p>重度障害者加算は、創設時から家族介護料の実質的改善を図るため併給を認めていた。それまで、他人介護料との併給は認められなかったが、57年より福祉手当の趣旨の変更に伴い、本人の特別需要という観点から併給を認めることとした。</p>
他 法	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正(50. 10. 1施行)</p> <p>福祉手当は、当初介護需要に当てられるものと解されていたが、56年以降、重度の障害者ゆえに生ずる本人の特別の需要に充てられるという考え方に変わっていった。</p>
基 準 額	14,380 円 (平成23年度)
認定件数	3-4 在宅重度障害者介護料(他人介護料)

趣 旨	<p>障害者加算は介護を要する状態にある者の社会生活上のハンディキャップという類型的事情に対する考慮に基づき支給されるものである。そこで障害者加算の実施要領上の包括的な特別基準として、介護に要する費用が加算の基準額の枠内における取扱いにより難い事由のある場合、3,000円の範囲内で特別基準の設定を認めた。</p>
創設時期	S. 32. 4. 1~
対 象 者	<p>障害者加算の支給対象に該当する者であって、その障害のため日常生活動作に著しい障害があることから他人の介護を必要とする者で現実に他人の介護を受けている場合に支給するものであり、その介護の需要に対応させることを目的とする。</p> <p>介護人をつけるための費用が、保護の基準内によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととしている。</p>
基 準 額	69,680 円以内 (104,730円以内：特別基準)(平成23年度)
認定件数	797 件 (平成21年7月)

勤労控除について

《控除額》



失業保険について

(自己都合退職した場合)

雇用保険の加入期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

退職時の年齢	雇用保険の加入期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日

障害者差別解消法

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	法的 義務 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりま せん。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事 業者、NPO等の非営利事 業者も含まれます。	禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	努力 義務 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなけれ ばなりません。

- 制度を利用して頑張りすぎない
- お金の心配を減らす
- 支援機器を活用して豊かに

東京大学先端科学技術研究センター
奥山俊博（おくやま としひろ）
okuyama@bfp.rcast.u-tokyo.ac.jp

電子福祉機器の情報などは
「AT2EDプロジェクトのサイト」へ
<http://at2ed.jp/>